

新たな契約方法への見直しについて

～令和7年4月1日より契約方法が変わります～

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（「フリーランス法」）が令和6年11月1日に施行されました。フリーランスに該当するシルバー人材センターの会員が、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省から示されている契約方法へ見直しを行います。

《目次》

■ 1. シルバー人材センターの会員はフリーランスに該当します

■ 2. 現行契約との変更点

【現行の契約方法】 【新しい契約方法】

■ 3. 適切な契約方法

■ 4. シルバー人材センターが取り扱う消費税の変更点

■ 1. シルバー人材センターの会員はフリーランスに該当します

令和6年5月、一般的にフリーランス法と呼ばれる「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が公布され、令和6年11月1日に施行されました。フリーランスが安心して仕事ができる環境を整えるための法律です。

フリーランス法が適用されるのは、発注事業者からフリーランスへ業務委託が行われる場合です。フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人を指し、カメラマンやデザイナー、ライターなどが該当します。また、シルバー人材センターの会員として請負・委任の仕事をしている人もフリーランスにあたり、同法の適用を受けます。（派遣で仕事をしている会員はフリーランスではありません。）

フリーランス法の趣旨に則り会員の就業環境を整備するため、契約関係の見直しを行います。

■ 2. 現行契約との変更点

現行の契約方法と変更後の新しい契約方法との変更点について

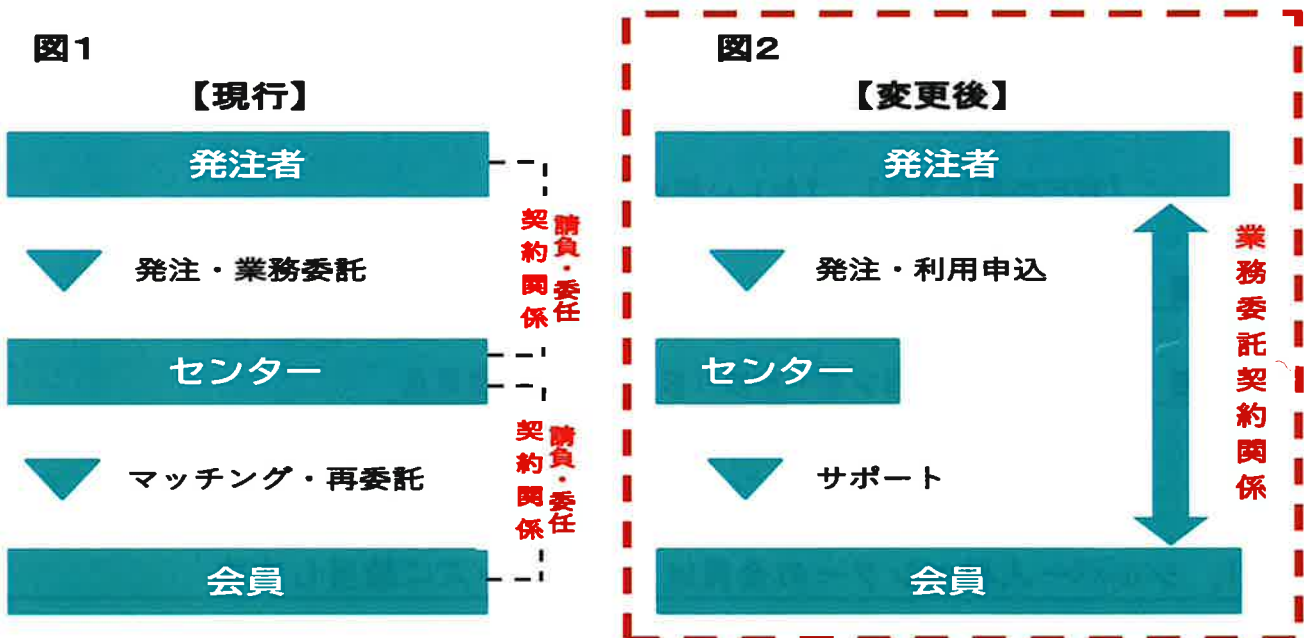
【現行の契約方法】：図1

シルバー人材センターにおける現行の契約は、発注者から仕事の依頼を受け、会員に再依頼するという仕組みであり、発注者と会員との間に直接の契約関係が生じる構造ではありません。

【新しい契約方法】：図2

新しい契約方法は、発注者と会員が業務委託契約関係となるように、センターを含めた三者間の契約となる仕組みです。法適用のために必要な変更であり、実務面では現行と基本的に変わりません。

《見直しイメージ》



法の趣旨として、発注者と会員が直接契約を結ぶことが好ましいことから、厚生労働省よりシルバー人材センターに対し新法施行に伴った契約方法について見直しを行うよう方針が提示されました。

現行で発注者はシルバー人材センターに対して業務一式を委託していましたが、今後は次の2点で契約します。

- ① センターに対してマッチングや調整等の業務委託
- ② 会員に対して依頼する仕事の業務委託

発注者と会員の直接的な契約関係になってもセンターの関わりがなくなることはなく、発注者と会員の間に入って調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くための環境確保など、センターの責任は現在と同じです。

■ 3. 適切な契約方法

契約の流れは、次のとおりです。

1. 発注者がセンターに仕事を依頼
2. センターは発注したい仕事内容を聞き取り、業務仕様などを調整
3. 発注者は基本ルールを定めた【センター利用規約】と【会員業務就業規約】に同意
4. 発注者とセンターが【利用契約】を結ぶ
5. センターは業務仕様に基づき、就業条件を明記した【会員業務仕様書】を作成し、会員に明示
6. 会員が【会員業務仕様書】に同意することで発注者と会員の間に請負委任契約が成立
7. 就業が終了したら、センターは発注者に業務委託料を請求し、発注者が料金を支払う
8. 会員はセンターから報酬を受け取る

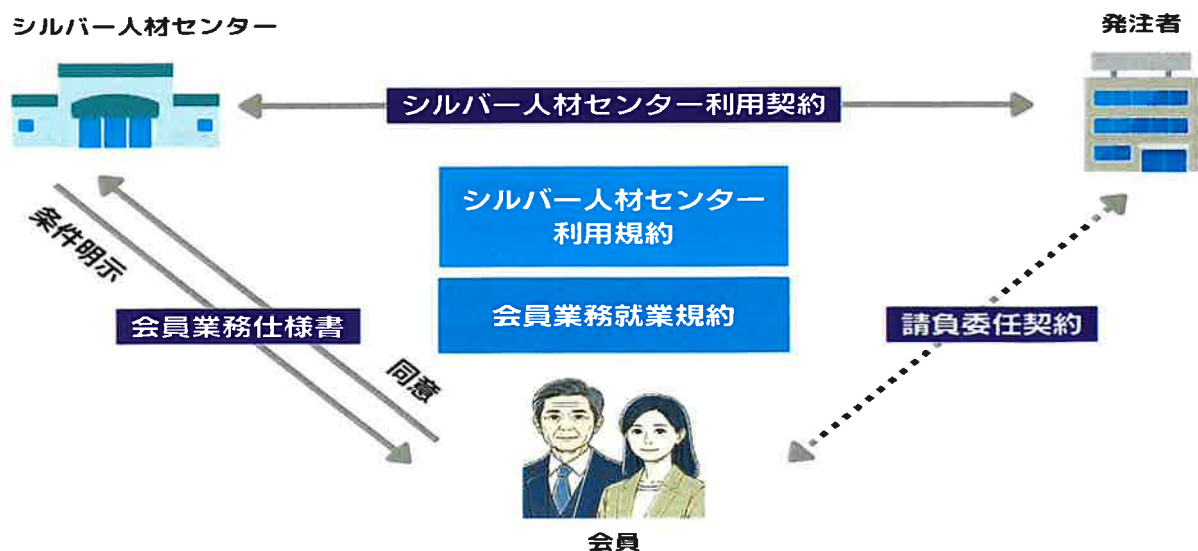
4.の【利用契約】はセンターを利用して会員に業務委託するという内容になり、センターは主に会員とのマッチングや総合調整を担います。

発注者側の事務手続きはこれまでと大きくは変わらず、契約方法の見直し後もセンターが提供するサービス内容は基本的に変わりません。

※契約当事者はあくまでもセンターと発注者であり、発注者と会員とが直接契約を取り交わすものではありません。

- ① 【センター利用規約】は、発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール
- ② 【会員業務就業規約】は、会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール
- ③ 【利用契約】は、発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約書
- ④ 【会員業務仕様書】は、業務内容、報酬額、就業場所、履行期日などの条件を明示したもの

《新しい契約関係 三者間の包括契約》



■ 4. シルバー人材センターが取り扱う消費税の変更点

シルバー人材センターの消費税の取り扱いが変わります。

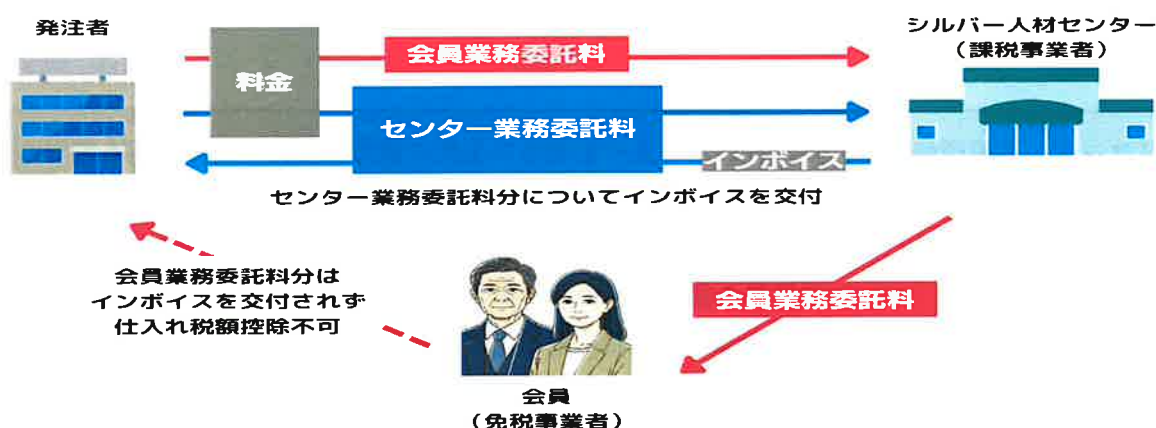
発注者が支払う料金は、会員が受け取る「会員業務委託料」と、センターが受け取る「センター業務委託料」の2種類です。このうち会員業務委託料は、センター経由で会員が受け取るという形式になります。

その結果、センターが発注者にインボイス（適格請求書）を交付できるのはセンター業務委託料についてのみです。会員業務委託料のインボイスを交付する立場になるのは会員ですが、会員は基本的に年間の課税売上が1,000万円以下の免税事業者にあたりインボイスを交付できないため、会員業務委託料については消費税の仕入税額控除が適用されないことになります。

センターが作成する請求書には、以下のような内訳が記載されます。

- ・適格請求書分：センター業務委託料（現在の事務費）
- ・非適格請求書分：会員業務委託料（会員が手にする報酬、現在の配分金）

《料金に係る消費税の課税関係》



※発注者が次のいずれかに該当する場合、新しい契約方法に移行してもこれまでの消費税の取扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ②簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないため
- ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用されるため

◆会員業務委託料は免税事業者からの仕入れにつき、仕入税額控除の経過措置期間があります

《インボイス制度の経過措置》

経過措置期間等	控除率
令和5年10月から	仕入税額控除 80%可
令和8年10月から	// 50%可
令和11年10月から	控除不可